（添付文書８　参考例）

※本手順書は、あくまで参考例としての最低限の内容であり、各薬局の実情に応じて作成すること。

健康サポート業務手順書

健康サポート薬局は、地域包括ケアシステムの中で、他職種と連携しながら地域住民の服薬指導や相談等に対応するものとして求められている。

本手順書は、健康サポート業務を行う上で、当薬局における省令手順書や他の指針等と併せて使用するため、必要な手順を

１　相談対応の手順

（１）相談の受付

　　　来局者から相談対応の依頼があった際、かかりつけ薬剤師がいる場合は、当該薬剤師が対応する。かかりつけ薬剤師がいない場合、かかりつけ薬剤師・薬局の意義を説明した上で、かかりつけ薬剤師を選択してもらい、当該薬剤師が対応する。

（２）相談対応の方法

まずは、相談者の状況について聞き取りを行い、相談者の訴えに対して傾聴する。

健康に関する相談の場合は、かかりつけ医の有無を確認し、かかりつけ医との連携を念頭に置いて対応する。

（３）必要な対応

　　①備蓄医薬品等の紹介

　　　要指導医薬品等や健康食品、衛生材料、介護用品について、当該品目の特性を十分に踏まえた上で、適切な医薬品を備蓄医薬品リスト（備蓄材料リスト）から数種類選択し、相談者に提案するとともに、専門的な知識に基づき用法用量や飲み合わせ等について説明する。

②受診勧奨

　　　次の場合には、受診勧奨を行う。なお、受診勧奨の手順は、「２　受診勧奨の手順」のとおり。

　　　ア　要指導医薬品等による対応が困難である場合

　　　イ　医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合

　　　ウ　かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合

　　　エ　定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合

　　　オ　状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合

　　　カ　要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合

　　　キ　その他、医療機関の受診が必要な場合

③連携機関への紹介

　　　健康の保持増進に関する相談に対しては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介する。

　　　なお、紹介に関する手順は「３　連携機関への紹介手順」のとおり。

２　受診勧奨の手順

相談者にかかりつけ医がいる場合は、原則としてかかりつけ医に受診勧奨する。かかりつけ医等がいない場合は、当薬局の連携機関リストを提示し、相談者の状況に合わせ、適切な機関を紹介する。

紹介にあたっては、当該機関に連絡の上、「服薬情報等提供料情報提供書」又は「紹介文書」を使用する。

３　連携機関への紹介手順

相談者に対し、当薬局の連携機関リストを提示し、相談者の状態や状況に合わせ、適切な機関を紹介する。

　　紹介にあたっては、当該機関に連絡の上、「紹介文書」を使用する。

４　本手順書の改訂

　　本手順書については、随時見直しを行い、必要な改訂を行う。

　　なお、健康サポート薬局における業務手順書に必要な記載事項は次のとおり。

|  |
| --- |
| １　要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うための手順  ２　健康に関する相談を受けた場合、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応するための手順及び要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施するための手順  ３　健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するための手順  ４　上記１～３に基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供するための手順  ５　以下のような場合に受診勧奨するための手順  ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。  ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。  ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。  ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。  ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。  ６　要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明するための手順 |

平成○○年○○月○○日

○○薬局　管理薬剤師　○○　○○　印

改訂日

平成　　　年　　　月　　　日　　管理薬剤師　　　　　　　　　　　　　　印

平成　　　年　　　月　　　日　　管理薬剤師　　　　　　　　　　　　　　印

平成　　　年　　　月　　　日　　管理薬剤師　　　　　　　　　　　　　　印

平成　　　年　　　月　　　日　　管理薬剤師　　　　　　　　　　　　　　印

平成　　　年　　　月　　　日　　管理薬剤師　　　　　　　　　　　　　　印

平成　　　年　　　月　　　日　　管理薬剤師　　　　　　　　　　　　　　印

平成　　　年　　　月　　　日　　管理薬剤師　　　　　　　　　　　　　　印

平成　　　年　　　月　　　日　　管理薬剤師　　　　　　　　　　　　　　印

平成　　　年　　　月　　　日　　管理薬剤師　　　　　　　　　　　　　　印